創業者支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 南相馬市内における産業の活性化及び雇用の確保を図るため、新たに事業を行う事業者等に対し、予算の範囲内で支援事業の経費について負担金を交付することについて、 必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、新たに創業する者とは、創業者支援事業の申請をしようとする 当該年度中に個人開業又は会社の設立を行い、その代表となる者をいう。

(対象事業者)

- 第3条 支援事業の対象となる者は、南相馬市内において新たに創業する者であって、次の 各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 南相馬市内に事業所を開設し、操業開始の日において南相馬市内に住所を有していること。
 - (2) 株式会社ゆめサポート南相馬が設置する創業者支援事業審査委員会で事業計画について承認を受けていること。

(対象経費、補助率等)

- 第4条 支援対象経費、負担率等は、別表のとおりとする。
- 2 支援事業負担金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (申請時期)
- 第5条 支援事業負担金の申請は、事業着手前に行うものとする。
- 2 支援対象期間内に事業が終了した場合は、事業が終了した日に属する年度の賃貸料の補助は行わない。

附則

この要綱は、令和2年7月17日から施行する。

別表 (第4条関係)

		負担率等		
支援項目	支援対象経費等	旧避難指示	旧避難指示	限度額等
		区域内	区域外	
法人設立経費	登記手数料、登録免許税	定額	定額	同一年度内において、同
				一事業者が補助金の交付
事務所賃借料	事務所契約賃借料	1年目及び2年	1年目及び2年	を受ける限度額は、旧避
				難指示区域内は600万
住居賃借料			3年目は1/2	円、旧避難指示区域外は
	る住居契約賃借料(市内	以内	以内	500万円とする。
	に住所を移転する場合)			また、同一事業者が補助
コムソナナ津	世光間がナベのかけてす	22 / 4 PLH	2/3以内	金の交付を受ける期間
改装費	操業開始までの改装工事	13/4从内	2/3以内	は、最長3年間とする。
	費(内装及び外装費)			
雇用	操業開始までに新規雇用			
	した常用雇用者及びパー			
	ト雇の賃金			
研究開発費	試作品等の開発に要する			
	経費			
販路開拓費	販路開拓に要する経費			
利子補給	金融機関へ支払う利子額			
クラウドファン	クラウドファンディング			
ディング手数料	を利用した際の手数料			